

# 再生可能エネルギー発電促進賦課金のお知らせ

## 1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金について

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）にもとづく「再生可能エネルギー固定価格買取制度」に伴い、電気事業者が再生可能エネルギーにより発電された電気の買取を行なうとともに、買取に要した費用を「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として電気のご使用量に応じて、お客さまにご負担いただくこととなっています。

## 2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価表

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価※に相当する金額とし、以下のとおりです。

（※） 納付金単価は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示」および「インバランスリスク単価等を定める告示」により定められています。

### ・従量制供給の場合（ご使用量に応じて料金をお支払いいただいている場合）

算定方法＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量（kWh）

区 分		2025年5月分～ 2026年4月分	2026年5月分～ 2027年4月分
従量電灯 A	1 契約最初の 9 kWh まで	35.82 円	37.62 円
	9 kWh をこえる 1 kWh につき	3.98 円	4.18 円
上記以外の 低圧・高圧・特別高圧	1 kWh につき	3.98 円	4.18 円

区 分		2025年5月分～ 2026年4月分	2026年5月分～ 2027年4月分	
定額電灯 公衆街路灯 A	電灯	10W までの 1 灯 につき	15.46 円	16.24 円
		10W をこえ 20W までの 1 灯 につき	30.92 円	32.47 円
		20W をこえ 40W までの 1 灯 につき	61.83 円	64.94 円
		40W をこえ 60W までの 1 灯 につき	92.75 円	97.41 円
		60W をこえ 100W までの 1 灯 につき	154.58 円	162.35 円
		100W をこえる 1 灯 につき 50W まで ごとに	77.29 円	81.18 円
	小型 機器	50VA までの 1 機器 につき	46.17 円	48.49 円
		50VA をこえ 100VA までの 1 機器 につき	92.34 円	96.98 円
		100VA をこえる 1 機器 につき 50VA まで ごとに	46.17 円	48.49 円
臨時電灯 A (1 日 につき)	総容量が 50VA までの 場合	1.25 円	1.31 円	
	総容量が 50VA をこえ 100VA までの 場合	2.49 円	2.62 円	
	総容量が 100VA をこえ 500VA までの 場合 100VA まで ごとに	2.49 円	2.62 円	
	総容量が 500VA をこえ 1 kVA までの 場合	24.91 円	26.17 円	
	総容量が 1 kVA をこえ 3 kVA までの 場合 1 kVA まで ごとに	24.91 円	26.17 円	
臨時電力	契約電力 0.5kW の 場合、1 日 につき	13.09 円	13.75 円	
	契約電力 1kW 以上の 場合、1kW 1 日 につき	26.18 円	27.50 円	
深夜電力 A	1 契約 につき	398.00 円	418.00 円	